

景観重要公共施設の指定の検討



1. 景観重要公共施設とは

○景観法に定義する「公共施設」とは

道路、河川、公園等公共の用に供する施設をいう。(景観法第7条)

○景観重要公共施設指定の目的

景観重要公共施設として位置づけ、景観上必要な整備に関する事項について定め、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観の形成を図る。(景観法運用指針より)

○景観資源の保全活用に向けた基本的な考え方

「特に、地域特性を生かした景観まちづくりにおいて、重要な建造物、樹木、道路・河川・都市公園などは、景観法による景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の制度を活用していきます。」(豊島区景観計画(平成28年3月策定)第8章)

○景観重要公共施設の指定の方針

「地域で親しまれ、ランドマークやシンボルとなり、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって、特に重要な公共施設は管理者の同意を得て『景観重要公共施設』に指定します。」(豊島区景観計画(平成28年3月策定)第8章)

2. 景観重要公共施設の指定の効果

○景観計画に定める、景観重要公共施設の整備に関する事項の実現

○景観重要公共施設に関する、良好な景観の形成に必要な基準を定めた場合の基準の順守(例:道路法による道路占用許可基準)

⇒整備に関する事項や良好な景観の形成に必要な基準を定めることで周辺の街並みの景観保全を図ることができる。

3. 指定理由

○雑司が谷地区には、景観重要建造物に指定した雑司が谷旧宣教師館、国の重要文化財の鬼子母神堂などがある。その中で、鬼子母神大門ケヤキ並木道は、樹齢 400 年を超えるケヤキ並木や石畳の舗装等が一体となり、鬼子母神堂の参道として魅力的な空間を形成している。地元では、有志による「鬼子母神大門櫨並木保存会」を立上げ、ケヤキ並木の保存に関するさまざまな活動に尽力し、ケヤキ並木を後世に伝える活動を行っている。

○雑司が谷地区のシンボルとなる鬼子母神大門ケヤキ並木道を、景観法に基づいた景観重要公共施設の道路として指定し、並木や舗装の管理、その他道路構造物を含めた街並みの保全を行っていく。

4. 整備に関する事項の検討

○整備に関する基本方針

道路を構成する各要素の整備について、鬼子母神大門ケヤキ並木のもつ雰囲気との調和に配慮する。

- ・道路構造物（舗装）→原則自然石での舗装とする。
- ・無電柱化整備をする場合→ケヤキの根を傷めない整備手法を検討。
- ・附属物（街路灯、ポラードなど）→配置、規模、意匠、素材、色彩を周辺の街並みとの調和に配慮。
- ・附属物（街路樹）→ケヤキの風格、樹形を維持し、樹種にあった維持・管理に取り組む。

5. 占用許可等の基準の検討

○景観重要公共施設の占用の考え方

鬼子母神大門ケヤキ並木道について、良好な景観を維持・保全する方策として占用の許可基準を定める。

- ・公共性のあるもの以外は占用できないような基準とする。
- ・工作物等（交通標識、電柱、アーチ、自治会掲示板など）→意匠、素材、色彩を周辺の街並みとの調和に配慮。